

令和 6 年 1 1 月 定例会

文教厚生委員会説明資料

保 健 福 祉 部

目 次

I 提 出 予 定 案 件 -----	3
1 一般会計予算 -----	3
(1) 歳入歳出予算 -----	3
ア 総 括 表 -----	3
イ 課別主要事項説明 -----	4
保 健 福 祉 政 策 課 -----	4
2 その他の議案等 -----	5
(1) 条 例 案 -----	5

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補 正 前 額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				国 支 出 金	分 担 金	使 用 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金	県 債	
保 健 福 祉 政 策 課	2,335,419	6,270	2,341,689	202,736		3,092	41	822	13,060	72,000	(6,270) 2,049,938
地 域 共 生 推 進 課	5,598,868	0	5,598,868	3,247,351	291	7,240		2,354	47,417	48,000	2,246,215
医 療 政 策 課	13,969,430	0	13,969,430	1,768,958		104,919	6,872	4,077,591	2,100,198		5,910,892
健 康 寿 命 推 進 課	27,147,600	0	27,147,600	2,019,133	58,198	2,074	1,374	1,581	501,644		24,563,596
感 染 症 対 策 課	790,880	0	790,880	327,785					1,000		462,095
薬 務 課	185,869	0	185,869	16,366		19,176	2,369		7,152		140,806
長 寿 い き が い 課	16,683,446	0	16,683,446	517,164		11,911	7,788	7,055	1,126,961		15,012,567
障 が い 福 祉 課	10,086,697	0	10,086,697	532,823	2,465	2,564		135,565	15,880	139,000	9,258,400
計	76,798,209	6,270	76,804,479	8,632,316	60,954	150,976	18,444	4,224,968	3,813,312	259,000	(6,270) 59,644,509

() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

保健福祉政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	489,027	0	489,027	
遺家族等援護費	23,262	0	23,262	
社会福祉施設費	262,000	0	262,000	
保 健 所 費	1,561,130	6,270	1,567,400	① 保健所運営費 (6,270) ア㊟保健所庁舎整備・基本計画策定事業費 6,270
保健福祉政策課 合 計	2,335,419	6,270	2,341,689	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉政策課）

(ア) 改正の理由

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部が改正されたことに伴い、第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- ㊦ 大麻草の栽培の規制に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとする。
- ㊧ 大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等に係る手数料を廃止することとする。
- ㊨ ㊦の一部について、所要の経過措置を講ずることとする。

別表第一

事務	改正前の金額	改正後の金額
四十一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	6,700円	22,500円
四十二 大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	3,200円	3,200円
四十三 大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付	3,200円	3,200円

(ウ) 施行期日

令和7年3月1日から施行する。ただし、(イ)㊨については、公布の日から施行する。